○関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
入間市河原町一四二番三から同市河原町一二二一番三〇まで	前	二三・〇三～四九・七八メートル	〇〇・三一九キロメートル
	後	二三・〇三～四九・七八メートル	〇〇・三一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	入間市河原町一四二番三から同市河原町一二二一番九九地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県岩船郡関川村大字土沢八五九番一から同村大字土沢八二九番一まで	前	一七・〇五～一八・一〇メートル	〇〇・一〇七キロメートル
	後	一七・五〇～二〇・六〇メートル	〇〇・一〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	新潟県岩船郡関川村大字土沢八五九番一から同村大字土沢八二九番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十八日

○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市小川字奥井屋二三二番一から同市小川字奥井屋二三一番一まで	前	一八・〇〇～二三・八〇メートル	〇〇・〇一一キロメートル
	後	一八・〇〇～二〇・二〇メートル	〇〇・〇一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	下呂市小川字奥井屋三〇八番三から同市小川字小瀬一七一番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十八日

○近畿地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第四十一号大和都市計画道路事業三・六・百二十八号石木城線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第二百六号大和都市計画道路事業三・六・百二十八号石木城線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし